

第七十一回 参議院 参議院地方行政委員会 會議録第二十二号

昭和四十八年九月十三日(木曜日)

午前十時四十五分開会

委員の異動

九月十二日

辞任

古賀雷四郎君

補欠選任

鬼丸 勝之君

出席者は左のとおり。

委員長

久次米健太郎君

理事

柴立 芳文君

寺本 広作君

河田 賢治君

委員

片山 正英君

斎藤 寿夫君

原 文兵衛君

増田 盛君

秋山 長造君

神沢 浄君

戸叶 武君

上林繁次郎君

藤原 房雄君

國務大臣

江崎 眞澄君

自治大臣

國塚 武平君

佐々木喜久治君

建設省都市局参事官

自治省税務局長

常任委員会専門員

伊藤 保君

説明員

大蔵省主税局税制第一課長

伊豫田敏雄君

建設省計画局宅地部長 大富 宏君
建設省住宅局住宅計画課長 京須 実君

本日の会議に付した案件

○特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久次米健太郎君) それではただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨十二日、古賀雷四郎君が委員を辞任され、その補欠として鬼丸勝之君が選任されました。

○委員長(久次米健太郎君) 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○神沢浄君 私はこの法案をいろいろ検討してみまして、内容的にはきわめて簡単なものであつて、したがつて、内容についてのお尋ねをする部分はわずかでいいように思うのですが、むしろ、法案の名前のほうが長いような法律なので、正確に覚えるにはこれは容易じゃないような名前なので、内容的な問題というよりか、むしろこの法の性格的なものにかなり重大な意義が内包してあるような感じがしてならないわけでありまして、

大体、この法案を通称あめ法案とこう呼ばれておるようであります。私もこのあめ法案という意味はどういうことなのかと考えてみたのですが、なかなかその辺が把握しにくい点がありまして、ただ常識的に考えれば、あめというのはむちに対する対語ですか、あめ法案が出されるについてはむち法があつたと、こういうことだろうと思

います。これが裏側とすれば、表側のむち法はいわば農地に対する宅地並みの課税をさしておるんだらうと思うのですが、そこでむちをくれたりあめを与えたり、何でもこんな手の込んだようなことをしなければならぬか。一面的にはこれも行政のやほり混乱にもなりかねないで、あるいはこういう混乱めいたようなことをなさること自体が、政府の土地政策あるいは住宅政策というものの自信喪失みたいなものを、はからずも意味しているのではないかと、そういう感じがもしないでもございませうし、それから、あるいはあとからお尋ねしようと思つてゐるのですが、宅地化政策、住宅政策というようにものが幾重にも出ておるようでありまして、いわばそのときどきの思ひつきでもって無責任に施策を乱発されるというやうなことになりますと、あまり見識ある政治姿勢とは言えないというやうなこともなりかねないです。それにもう一つの問題とすれば、ほとんど内容的にも税制をいじくつてゐるわけなんですけれども、肝心の土地政策とか住宅政策とかいうやうなものを、ただ税制だけを道具にしていじくり回すやうな、そういう政治姿勢というやうなものに問題はあるし、あるいはいかにやうなことを実は感じた点もあるわけでありまして、したがつて、これから、申し上げましたやうな点について若干お尋ねをしてまいりたいと思ひます。

そこでまず第一点として、この法案は政策なのか、それともいわば農地の宅地並み課税という問題についての勇み足を手直しをするというやうな意味なのか、どちらに大体考え方があつたのか、こういう点から入つていきたいと思ふのですが、これは大臣でも局長でもけっこうでございます。○國務大臣(江崎眞澄君) 本法案は、御承知のよ

うに、特定市街化区域の農地にかかるいわゆる固定資産税の課税の適正化をはかつた、これが前提になるわけでありまして。そこで、農家全体から見ますと、農家というものは非常に収入の少ない階層であります。しかし、それがだんだん近郊の農地の宅地化が促進されておる、売れば相当な値段でありまして、やはり売つたのでは、これはもう所有——自分のものではなくなる。したがつて、農地という財産の上に、農作物をつくつてそれをかてとしたと、収入源としたと、これが農家でありまして、やはり税の公平の負担の原則からいいますれば、こういうところはやはり宅地並みの固定資産税を納めてもらふ、これはもう当然なことだと思ひます。そうなりますと、そこから本来の農業を営んで、その収穫で生計を営むということでは、非常にコスト高といひまするか、矛盾が出てまいります。そんなことから、本来農作物をつくる農地ではあるが、税の公平の負担をしてもらう以上、今度はその三大都市圏で特に住宅が不足をしておる、その住宅の要望が強いというならば、いわゆる家作によつて生活をしてもらう。その方向転換を容易ならしめる。そのために特別融資をしたり、税の減免をしたりということで、農家に収入源の転換を促進しよう、一方においては住宅不足の三大都市圏における要請にこたえていこう、まあ一石数鳥と言へると思ひますが、そういう政策をこの簡単な法案の中に盛り込んだというものでありまして、これは相

当成果があるものであるというふうに考えております。
○神沢浄君 ただいまの御説明については、その説明の範囲においてはやっぱり理路が通つてゐるわけでしょうけれども、ただ、現実の問題として、私どもは、さき申し上げた、むち法に当たるこの農地への宅地並み課税というものには本来反対をしてゐる立場なんです、まあ私どもにし

まして、たとえばA、B農地だと言われているような箇所の中には、これはもう実問題として農地でなくなつてしまつておる、もう農地として別に取り上げて考えなきゃならないような条件はもうなくなつてしまつた、こういうようなものまで課税の適正化ということばが当たるのかどうか別にしまして、事態に即した課税の方針がとられていくというようなことについては、私も決して異論のあるところじゃないわけでありませう。ただ、しかし、このあめ法が出てくるまでの経緯というものを考えてみますと、四十四年ですか、農地の宅地並み課税という制度についてはすでに定められていたわけでしょうけれども、なかなかこの実施に踏み切れなかつたというものは、これはもうそれなりのやっぱ要素や要因というものがあつたからだろうと思ふんです。一部に言われておるように、やっぱこれは農家は、たとえば与党自民党にとつても大票田でございますから、票田からの、農民からの突き上げというようなものの中には、これは弱かつたというようなこともあるかもしれませんし、いたしませんけれども、しかし、そのくらいのことでもつてその宅地並み課税という考え方が、実際に推移していくであろう社会情勢というものにマッチしておるものであるならば、私はそんなに容易に実施に踏み切れないようなことではなかつただろう。それがなかなか実施に踏み切れないから、法律の取り扱いとしても、各政党間で、与野党間でもつて話し合いのような経過をたどつてきていたやうでありますけれども、特に、特定区域の首都圏、中部圏、近畿圏においては、A、B農地については、私どもの知る限りにおいては、田中総理のお声がかつてからこれが実施をされた、という経過がたどられていくやうですけれども、私はやっぱそこちよつと無理があつたのじゃないかという感じがしてなりません。踏み切れないような情勢と要因というものが現にあるからこそ踏み切れなかつた中で、やっぱA、B農地についてのみであつてもそれをあえて実施を

したというのは、私は若干政治の流れの上においては勇み足だつたのじゃないかという感じがするわけでありませう。というのは、私も衆議院の会議録などを見てみましたけれども、たとえばC農地については、これは五十年までに考えようというやうなことでございまして、何かあの応酬の中から看取されるニュアンスとしましては、やっぱもうC農地というものは手をつけていかないやうな方向にやりとりがされていくやうであります。そうすると、A、B農地だけをこういう特殊な扱いをしたというやうなことにこれはなりかねないでしょうし、そこに私は勇み足な感じを受け取らざるを得ないわけでありませう。というのは、四十四年—四十六年ですか、当時の段階においては、政府の考え方というのは、とにかく宅地化を進めるために、住宅供給の目的のために、あいておるのはその農地なんだから、したがつて、その農地の宅地化を進めようということに私は考え方というものがこれは傾斜をしまして、いたのであつて、その後及んで、やっぱ一つの都市政策というものを、これを真剣にとらえなきゃならないやうな、たとえば公害の問題に刺激をされて、住みよい都市—この間の国会議員の選挙などを見まして、各党ともそういうことを言つております。自民党だって、東京ふるさと計画というやうなことを盛んに言つていたやうでありませう、そうすると、やはりこれはもう緑地の問題というやうなものは、これは重大な問題として提起をされてきておる。それから、A、B農地が必ずしもそれに当たるわけではありませうけれども、しかし、農地というものの対する一つの政策上の考え方として、その後、世界の食糧事情なんかの変化によつて、この食糧政策の問題、ひいては農業政策の問題というやうなものが、別の意味、価値観を持つて出てきておる。こういうやうな情勢の変化の前に、農地をひとつ宅地化していこうというやうなことで集中傾斜をした当時の考え方というやうなものは、かなりの、その部面において根本的に崩壊をしてきていた、こ

ういう情勢がありましたから、これはやはりただ単に農民側の突き上げなどというやうな皮相的な理由だけ、原因だけではない、この農地の宅地並み課税というものは、結局は踏み切り得ないやうな情勢に進んでいっていただけではないかと、こう考えられるわけでありませう。そういう中で、たとえばA、B農地のみであつたとしても、これを適正化と称する宅地並み課税を実施をしていったということは、私は、やはり情勢とは合われない、いわば政策上の勇み足のようなものをやつてしまつたのではないかと、やつてしまつたあとで、これはどうもやっぱ手直しの必要が考えられる、こういうやうなことから、むちばかりでは済まないからということでもつてこの法案が用意をされた。そこに、期せずして、だれ言ひ出すともない、私は実にうまい言ひ方だと思ふわけですが、私も、あめ法案というやうな言ひ方というものが生じてきたのではないかと。これは簡単にあめ法案と言ひますけれども、私はそのあめ法案という語感の身中というものは、かなり、いま私なりに申し上げてきましたやうな情勢や政治的な意味や、こういうものを含んでおるのではないかと、こんなふうに私はとらえておるわけなんです。そこで、大体当局、政府側としては、あめ法案ということばを、ひたすらお尋ねをしてみたいと思ふんです。

○国務大臣(江崎真澄君) これ、私衆議院でも申したんですが、どうもあめ法案という形容がこれは俗に言われる形容であつて、法案そのものをとらえてこれがあめであると言ふのは、農家に対して一種の侮辱です、不穏当であるというふうにも思ふわけでありませう。したがつて、やはりこの特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化という、税の公平負担の原則を貫いたというのと、もう一つは、さつきも申し上げましたやうに、三大都市圏の特に市部、そのA、B農地などというところは、もう完全な宅地化がなされたところですから、そういうところで農作物をつくるよりも、家をつくつて生活の資としてもらう。このほうが農家にとつてもはるかに合法的なんですね。それをねらつたものでありまして、本来、あめとかむちとかという性格のものではないというふうに考えます。それはその証拠に、すでにA、B農地等についてはどうしても措置しなければならぬということで、四十六年の法制定が現実に衆参両院を通過したわけでありませう。その一年間、暫定的に、四十七年度の間は何らかのひたつた方途を見つけようということでも一年延びましたものの、その間においては、自治省は自治省としての考えをまとめ、そのまゝとめるためには、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に関する研究会というものを設けて、その研究会の答申を得た。その答申によれば、やはりこれは宅地並み課税、俗にいう宅地並み課税に持つていくべきものであるという答申もあつたわけであつて、田中総理が決断しましたことは、これは勇み足というよりも、行なうべきことを総理として行なう方向を決断したというものであつて、決して行き過ぎがあつたというふうには、四週間のやうな情勢、条件等から見ましてなかつたというふうには、私どもは了解をいたしておるわけでありませう。

○神沢浄君 そこで、私はそういう御説明を承つても、なおかつ、どうも申し上げましたやうな見解が、変わらぬのですけれども、では、これが政策だと、こういうことでとらえてまいりますと、私はA、B農地のみというやうな点が非常に引つつかつてくる点だと思ふのです。政策であるならば、やはりこれは宅地化、住宅化ということに置かれるわけなんではないかと、そのねらいは。そうなりますと、むしろ、A、B農地だけを対象にするなどということでなしに、市街化区域の全般にわたつてやはりこの政策というものはとられなければ意味がないのじゃないか。A、B農地だけを対象とするということは、これはどうしたつてA、B農地に対する、私流に言へば、勇み足についての手直しの意味にしかならないのじゃないか、こういうやうな感じが禁じ得ないわけな

んですが、その点はどうなんでしょう。また、これが当面A、B農地を対象にしたけれども、これは結局は一つの政策として、やがては市街化区域の全般に対して、一般的、普遍的に実施をしていくものなのかどうか、この辺がやはり問題のところだと思ふのです。

○国務大臣(江崎真澄君) C農地については五十年までにその措置を考へるということを申し上げておるわけですが、これは御承知のように、A、B農地とは違ひまして、C農地の場合はやはり比較的まとまつておる、土地がですね。集約的といひますか、まあまとまりを示しておるという面からいひまして、これは五十年には何らかのやはり方向づけをしなければならぬというふうに政府では考へております。御承知のように、今度の市街化区域のA、B両農地に対する宅地並み課税も、これは年を追うてだんだん増加させる、漸増方式をとつております。したがつて、直ちに本年度からいきなり宅地並み課税にするという方法をとつておるわけじゃないのですから、したがつて、A、B、C農地のそれぞれの間に極端なアンバランスがあるというふうには私も考へておりません。したがつて、A、B農地が宅地並みの課税がなされる段階では、やはりC農地についてもかかるべき措置がとられることは望ましいし、また、そうしなければならぬというふうに考へております。

○神沢浄君 そこでお尋ねをしたいところですが、この宅地並みの課税A、B農地については実施以降ですね、私どもの聞いておるところでは、これを受けて立つ自治体、公共団体側において、条例の否決をしておるところなどもある。それから、条例はきめましても、緑地保全といううな目的のために奨励金を出すことを条例化して、いわば上がった税金の相殺をしてやつておるところもある、こういうようなことがいわれておるわけなんです、この点は自治省では把握をされておられますか。おりましたらひとつ説明を受けたいのです。

○政府委員(佐々木喜久治君) 今回の市街化区域

農地についての、A、B農地の新しい課税方式が適用されます都市は、東京都の特別区の区域も含めまして百八十二団体、百八十二市あるわけでありまして、このうち、条例措置が完了をして、すでに課税がなされております都市が百六十六市でございます。条例の未制定になっております都市が十六市でございます。このうち、二市が条例が否決になった市でございます。それからあと十四市は、継続審議、あるいは条例がまだ議会に未提案という市が十四市でございます。私も聞いておりますところでは、この十六市は、いずれもこの九月から十月にかけての議会に提案をいたしまして、条例は制定したい、こういうつもりでおるようでございます。

それから、この市街化区域農地について、交付金なり、緑地保全のための補助金といったようなものを、その措置を行なつております市が九市ございまして、百八十二のうち九市でございます。そのほか、現在、そうした補助金、交付金等を交付することについて検討しているという報告があります。市が二十五市でございます。

この交付金、補助金等の交付のしかたでございすけれども、これは新しい課税方式による税額をすべて補助金にして返すというふうな方式をとつておる市はございまして、現在、地方税法にありまして都市計画上の施設緑地に準じた、いわば緑地保全の観点から、一定の条件に該当する農地について、それを市が緑地として保全することが必要であるというふうな認定した農地について、一定額の補助金を交付する、こういう方式をやっておる市がほとんどでございます。そういう意味におきまして、実質的に税金を還付してしまつていうふうな方式をとつております市はございまして、この方式の場合には、施設緑地を補充する意味におきましての緑地保全のための補助金方式ということであるならば、それはその市の必要に応じてそういう措置をとられることについては、私も、別に不適當な措置であるというふうには考へておりません。

○神沢浄君 それについてお尋ねをするんですが、これは条例が否決されたというふうな場合には今後どうなるのかという点と、いずれにしても、いま御説明がありましたような情勢というものが生じておる。そういう情勢が出てきておる。条例の否決をしたところもあるし、あるいは、いまの奨励金の制度などを設けて、いわば自治体側の一種の抵抗ですね、そういうような状況というものが生じてきておる理由といひますかね、そういうふうな点を、自治省ではどんなような把握のしかたをしておるんですか。お尋ねしたいと思ふんです。

○政府委員(佐々木喜久治君) 実はこの市街化区域農地についての新しい課税方式に関する税条例の否決という問題は、昭和四十六年の法律改正後の税条例の改正の際にも、その税条例の否決がなされたという市が数市ございました。それらの市の場合には、その後、さらに条例の再提出というふうなことで、前の法律改正の關係税条例はすべて最終的には成立をしておたわけでございますが、今回否決になりましたところは、以前に税条例を否決した団体ではなしに、新しい団体に二件否決という事態があつたわけでございます。この否決の理由といひましては、やはり営農を継続するということによって、今後の営農を継続することができない状態になるのではないかと、いふような、農業保護の見地からの議会の意思表示であつたであらうというふうな考へております。

ただ、實際の問題として、この課税方式について税条例で否決をするという、その否決自体の法律的效果といふものは別に生ずるものではございませんけれども、ただ、市として、議会において税条例を否決をされるという場合におきましては、やはり税務の執行上はいろいろ政治的な問題があるだらうというふうな考へております。ただ、法律上の問題としましては、いま申しましたように、否決それ自体が課税を否定してしまふというふうなものはございませんので、そ

の点は、各市とも、よく議会側と話し合いをいたしまして、最終的には税条例の改正が成立いたしますように、私どもも指導してまいりたいというふうな考へております。

○神沢浄君 しかし、固定資産税というのは地方税ですから、その公共団体で条例化ができないということになれば、これは税金は取れないということになりますね。その辺はどうなつてきますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 地方税法は、御承知のとおり、国会の審議によつてその課税の要件が定められる事項と、それから地方団体の議会の議決によつて課税要件が定められますものと、その二つの部分に分かれておるわけでございます。市街化農地についての新しい課税方式、どういふ課税方式をとつて、固定資産税を課税するかということは、これは法律事項でございまして、条例事項でございしません。しかし、これまでの税条例の内容といふものは、できるだけ住民に税制の仕組みといふものを広く周知をさせるというふうな観点から、法律事項でございまして、できるだけ税条例を詳しくきめるといふ趣旨で、本来条例できめなければならぬ事項のほかに、重要な法律事項の部分もあわせて規定をさせるという指導をしてまいつたわけでありまして、

そういう趣旨で、この新しい課税方式につきましても、本来法律事項でございすけれども、税条例のほうにうたうという方式をとつておりますために、こういう否決という問題が出たわけでございますが、課税要件自体は、これは法律で定められておる事項でございすので、別に、市がこれによつて最終的に課税できないというものではございません。ただ、政治的には、議会の意思がそういう否決というふうなことで意思表示をされた場合に、やはり課税としましては、やはり市側と議会側と十分話し合つて、相互に了解したところで課税をしていくということが適當であらうというふうな考へております。

○神沢浄君 そこで、冒頭にもちょっと触れたの

ですけれども、いま政府が行なっておる、それから、これから行なおうとしておる、かなり具体的構想については、どんないま施策としたものがあるのか、それをここで一応勉強のために承りたいと思うのですが、建設省の方もお見えになっておりますね。たとえば農地を対象にしたものであっても、これもあるけれども農法もあるというふうなものだし、その他何か公団とか、いろいろあるように思うのですけれども、どうも具体的によくわかっていないので、この機会に、大体、宅地化の施策、住宅施策というものがどんなものがあるのかという点を、一とおり説明をしていただけないか。

○説明員(京須実君) 政府は、国民がその能力に応じた適正な居住費を負担することによりまして、それぞれその家族数、あるいは居住する地域の特性に応じまして、適性な規模、構造の住宅を持てるようにするために種々の施策を講じております。その中で、大きく分けましますと、まず借家と持ち家とございます。

借家を希望する、主として都市勤労者、あるいは所得の低い方々に対しては、まず、公営住宅あるいは公団住宅等の公的機関が直接に住宅を建てまして、それをお貸しするという制度がまず一点ございます。そのほかに、土地の所有者等に対しては低利のお金を貸す、あるいはお金を民間から借り入れてもらいまして、それに対して利子補給をいたしまして、やはり賃貸住宅をつくっていただきまして、そのかわり、低利の金を貸してやり、あるいはまた利子補給でございますから、その見返りといったしまして一応いいものをつくってもらう。そのかわり、家賃も適正に押えてもらう。そういうチェックをしながら、民間の賃貸住宅の供給をはかる。この二つが賃貸住宅に対する大きな二つの方途でございます。

また次に、持ち家を希望する者、この方も多うございますが、これに対しまして、住宅公団、あるいは地方住宅供給公社と申します地方の団体がございまして、そこで分譲住宅の供給を行ない

まして、長期低利の割賦金でお金を払っていただく、それで持ち家を持っていただく。そのほかに住宅金融公庫がございまして、個人の方々に、自分でマンションをお買いになるとか、あるいは自分の持っている土地に住宅をお建てになるとか、あるいは土地を買って家も自分で建てるといふ方々には、公的機関が家をつくって供給するのではございまして、資金の融資をいたしまして持ち家を持っていただく。そういったようなわけで、持ち家あるいは賃貸に對しましてそれぞれの援助をいたしております。

なお、これらの施策等によりまして、戦後から四十八年までに供給されました、公的の、大小いろいろございまして、援助をいたしております住宅の実績は八百三十四万戸のぼっております。

それから最近で申しますと、四十六年度から五十年年度までを第二期の住宅建設五カ年計画と申しておりますが、これで四十六年、四十七年、四十八年度、本年度の予定も入れますと、約二百八万戸ばかりの供給をはかっておりまして、一応着実に住宅建設をはかっておられますが、一応着実に住宅建設をはかっておられますが、たとえば地価の高騰とか、そういった問題がございまして、いろいろ特に住宅に對する敷地の取得難、そういうものが非常に多うございまして、そういう問題でややおくれぎみの点もございまして、このために、特にこのたびの特例措置によりまして、A、B農地等につきましてはいろいろ税金等もあるわけでございまして、そういう土地の所有者の方々、農家の方々、そういう方々に對しまして、たとえばいわれる農住法と申しまして、政府が利子補給を行ないましてアパートをつくっていただく、あるいは金融公庫で低利の融資をいたしまして同じくアパートをつくっていただく。そういうものにつぎまして、特段のまた助成と申しますか、あるいは要件の緩和をはかりまして、特にその土地の所有者の方々が、土地をみずから売りませんでそのまま持っておいてになる、その上でも資金的な援助を行ないまして、良質、低廉

な賃貸住宅の供給をお願いする、そういう制度の促進をはかっていくわけでございまして。

○神沢浄君 概略の施策というふうなもの説明だったと思うのですけれども、それでまだどのくらい足りないのですか。

○説明員(京須実君) どのくらい足りないかというお話でございますが、住宅建設の五カ年計画でございまして、第二期でございまして、これで公的住宅の建設は三百八十万戸を予定しております。一応これは全体の必要戸数が九百五十万戸でございますが、そのうち、特に経済的理由等によりまして公的に援助をする必要のある住宅が三百八十万戸と計算しております。その三百八十万戸のうち、ただいま申しましたように、最初からの三年間のうちに二百八万戸の建築ができましたので、現在のところは一応着実に実施しつつあると考えております。

ただ、大都市近傍におきましての建設のおくれがございまして、たとえば住宅公団でございまして、四十七年度は約四万戸ばかり予定よりおくれでまいりました。それからまた東京都の公営住宅では、予定が一万九千戸のところ、一万七千戸ばかりのおくれがございまして、そういったものがございまして、これはまだ第二期の五カ年計画の途中でございますので、いろいろの施策を通じまして今後挽回しようと思っております。具体的に何戸不足というのはいちとお答えいたしかねます。

○神沢浄君 これは八月の末の新聞ですが、持っているのは朝日新聞ですが、この新聞の報道に、宅地開発公団の構想が出ておるわけなんです、これは対象は、「東京、大阪、名古屋の三大都市圏で昭和六十年年度までに三万ヘクタール、約百万戸分の宅地を造成し、三・三平方メートル当たり十坪前後で分譲する」という、こういうたいへんけっこうな構想でありますけれども、これはもうまともな構想でありますか。もしそうでしたら、ちょっと詳しい説明をしてほしいと思うのです。

○説明員(大富宏君) 宅地政策といえますのは、先ほど住宅局から答弁ございましたように、住宅政策に呼応しまして、従来とも、公的機関によるところの宅地供給及び民間による——これは区画整理組合も民間に含めますのでございまして、民間による宅地の大量供給、この二本柱でございます。やっておりますのでございまして、御承知のように、三大都市圏におきましては、住宅難、宅地難という問題が非常に重要な課題となっております。

ところが、従来こういう供給機関といたしましては、御承知のように、日本住宅公団あるいは地方公共団体、地方住宅供給公社、こういった公的機関があったわけでございまして、地方公共団体あるいは住宅供給公社といえますのは、それぞれ地域内における住宅地需要あるいは住宅需要にこたえる機関としてそれ相應の仕事をし、日本住宅公団は、圏域をこえた住宅不足の著しい大都市周辺におきまして、政府施策住宅を建設する一方、宅地需要にもこたえる宅地分譲、こういったものをやってきたわけでございまして、最近に至りまして、こういった新たな宅地開発につきましていろいろの制約が出てまいりました。一つは、水とかあるいは鉄道とかいう基本的な根幹公共施設、しかも、そういう大団地を開発するに最も必要な基礎的な施設についての手当てがつかない。それからもう一つは、急に宅地開発をやりますと、その市町村あるいは地方公共団体の財政負担が非常に過重になりまして、いわゆる団地お断わりというふうなムードが出てくる。また片一方、地価が高騰するということの問題で、国民が非常に望んでおりますところの宅地需要あるいは住宅需要に十分これにこたえるのに至らないと、そういうような背景を踏まえまして、三大都市圏を対象といたしまして、宅地供給をまっぴら主たる任務とする宅地開発公団を設立いたしまして、従来の、既存の供給機関の持っていないような、水の経営あるいは鉄道敷設をして鉄道も経営するといふような、大きい権限を持った公団をつくらし

て、宅地供給に専念させたいということ、四十九年度要求いたしましたので、すでに建設省から大蔵省に要求している事情でございます。

○神沢浄君 その構想と、それからいま審議をしているこの法案とがどうかかわるかというふうな点と、それから構想のほうでございませうけれども、坪十萬圓くらいでもって分譲できるような、大体、その土地の取得というものが、ほんとうにいまの情勢の上でもってできるものかどうか。私は、この法案にも、やっぱりそういうふうな点でもって非常にかかわり合いが生じてくると思うからお尋ねをするわけなんです。計画は非常にけっこうですけども、たとえばこの法案、このあめ法についても、分譲すれば税金もまけてやるといふようなことであめを投げかけてみたところでもって、おそらくそんな簡単に、いまの政府の土地政策下、地価の状況などから考えてみますと、しかく容易なものではないかと、むしろ私はあまり期待が持てないじゃないかというふうな予想さえもせざるを得ません。ましてや、いまこの宅地開発公団構想というふうなものは、ほんとうに見通しとして自信が持てるものなのかどうなのか、こういう点をひとつ承りたいと思うのです。

それを承りたい点は、私は、いろいろさっきも御説明がありましたけれども、住宅政策にしても、宅地化の政策にしても、政府もいろいろ御苦勞されているようですが、何か一番この根本のものが抜かなくなっちゃって、そして、目先の思いつきのびぼう策だけに終始をしているんじゃないかというふうな点が非常に懸念をされますので、そういう関係でもってお尋ねをしたいと思っております。坪十萬圓くらいでもって、実際、この構想に言われるように、これが実現していくこととあれば歓迎したいと思うのですが、ほんとうにそういう自信をお持ちになれるかどうかというふうな点をお尋ねしたいのです。

○説明員(大富宏君) お尋ねの、坪十萬圓ではた

してできるかというお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、いまの宅地開発公団の構想及び初年度の事業内容等につきまして、実は大蔵省に要求するとともに、記者クラブでこの内容を説明したわけでございしますが、できますところの分譲宅地の価格は坪十萬圓でございませうという説明は一言もしたことはございませぬ。実は、当初、初年度要求いたしました五千ヘクタールを着手いたします。で、その場合の予算単価は、買収の予算単価は幾らを計上しているかというところでもってございしたので、計上いたしましては平方メートル一萬圓を計上いたしております。で、事業費としては千四百六十五億要求いたしておりますというふうなことを御説明したわけで、ただ、まだこれを、いまからやる公団——認められるかどうか問題でございしますが、いまからやる公団で、この五千ヘクタールがどの県のどこというところをいま発表するわけにもまいりませんし、あくまでもこの積算内容は、一つの想定に基づいてつくっているわけではございませうけれども、少なくとも大団地——五千ヘクタール級の大団地になりますと、東京圏で申しますと、少なくとも四五十キロ圏、五十キロ圏、そういうところになるだろうと思うわけでございします。しかし、だからこそ、これは実は建設省だけの要求じゃございせん、先ほど申しましたように、基本になるところの鉄道施設もこれにあわせてやるといふことで、運輸省と共管でこれは要求することになります。そういうような所でも、措置価格、平均予算単価坪一萬圓というところで、坪で言いますと坪三萬三千圓でございしますから、それに、いまのような鉄道とか水とか、あるいは関連公共施設等をいろいろ投資しましてで上がる宅地の分譲価格が坪十萬圓というふうなことは、私ちょっとなかなかかむずかしいんじゃないかと思っております。

しかし、およそ非常に庶民が渴望しておりますところの宅地需要にこたえるための公団として発足するわけでございしますので、でさうがりました

宅地の分譲の方法等につきましては、予約分譲制度等を活用いたしまして、なるべく手に入りやすく、長期割賦の仕組みをもつてこたえていきたい、かように思っております。

したがって、結論から申しまして、新聞に出ておりましたように、十萬圓で分譲できるという自信はわれわれはございせんけれども、なるべく庶民の宅地の入手しやすいような造成をやりたいと思っております。

○神沢浄君 坪十萬圓の自信もないでしようけれども、私などの予見するところからいえば、大体その相当する土地を取得すること自体にだって、あまり自信が持てないじゃないか。まあ国鉄の土地を分けてもらうのは、これは政府の中だけの問題だから、そのくらいなことではあるけれども、それが、大体、本案に返ります。A、B農地の東京周辺などにおける時価というものが大体どのくらいになっているものか、お調べになったことがありませんか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 時価ということになりますと、非常にこれは推定が入ってまいりますけれども、東京都の特別区の中におきますA農地というものは、時価水準からいいますと、おそらく最低坪二十萬圓以上ということになるだろうと思ひます。この辺の数字は、大体いまの評価水準から推してみても、時価はおそらく二十萬から三十萬というふうな感じだろうと思ひます。これが、東京から相当離れてまいりますというところ、その辺の値段が二十萬以下というところも出てくるだろうと思ひますけれども、A農地あるいはB農地というところは、大体はもう道路等の公共施設があるところとございします。で、大体その付近の宅地価格とほとんど変わらない値段で取引されているというのが現状でございします。そういう意味で、その辺の宅地の価格というものををくらひただければ、農地の価格は大体自動的に出てくるという感じだろうと思ひます。

○神沢浄君 いや、私も同じように考えるのですよ。考えるから、そのような申し上げ方をしてお

るわけですけども、さつき建設省のほうから御答弁ありましたように、家をつくりたい者には金も貸す、なるだけ長期で低利の制度を用意するというふうな説明に加えて、この宅地公団ですか、こういう構想もいま用意をされておる、こう言われるのです。考え方としては、まあいろいろあるように確かに承知をいたします。しかしそれが、たとえばいまの坪単価の問題一つ取り上げてみましても、たとえばA、B農地を、それでは税金をまけてやるからというふうな特恵的な制度までつくって、そうして買おうとしたら、まさか時価以下で押えるなどということにはとうていかなぬでしょうから、二十萬も三十萬も出さなきゃならぬようなことにならざるを得ません。こういう状況の中で、構想だけは幾らまでとめてみても、とても坪十萬でもって分譲できるような、そんな構想は私は成り立たないと思うんですよ。そうすると、いま政府がやっておることは、考え方としてはなかなか整っているけれども、現実には全く合わないようなことだけを繰り返して繰り返してやっておるというのが私は現状ではないかというふうな感じがしてならないわけでありまして。そういう点で、こんなことに時間をかけておてもしやうがないですから、私は率直に大臣のお考えなどを聞いておいてこの問題は置きたいと、こう思うんですが、私はいまの政府がいかにいろいろやっておる——思いつきだなんという言い方は、これはちょっと言い過ぎであるかもしれせんけれども、いろいろ御努力をされておる。されておるんですが、何か根本のものが一つ抜かなくなっちゃっている。根本のものは何かというところ、やっぱり土地政策、地価の問題でもあらうかというふうな考えざるを得ません。おそらく私はこのA、B農地を、こういう、まあ他に比べればそれこそ特恵的な優遇措置をとって、そして誘い出しをしようと思ひましても、私は、しかし簡単にはいかぬのじゃないか。制度だけはきましても、それは実効というものはあまり期待はできないんじゃないか。お百姓さんは私は売らぬんじゃないかと思うん

です。というのは、まだ売らぬでおいたほうが得ですからね、いまの地価などの関係からいいますと。あるいは安い金借りて、あまりうるさいから、家をつくって貸すぐらいのことを考える一部の人はあるかもしれません。でも、私はやっぱり結果的にはこの制度というものは、そんなに政府が期待するような実効があつていくようには考えられないんです。というのは、とにかく地価が上がるというのか、どんな金の価値が下がつておるような現状でありまして、たとえ物価の問題を一つ取り上げてみたところで、前年の同月比がこのところ大体一二、三%ぐらいの上昇を続けているような状況ですから、これは一番確かな、逃げもしなければ、腐りもしなければ、焼けもしなければ、減りもしない土地というものは、いまのようなそういう政策下におけるところの価値の問題としては、これは最高、最良のもので、そんなもの、それは容易に離そうなどというところはとてあり得ないだろうと思うんです。やっぱりもっと憲法の範囲内において、もうぎりぎりの限界あたりまでこらえりや、もつとぐつと——たとえば地方公共団体に相当の権限を持たせるとか、政府自体であつてももつとぐつと積極的な公的介入を加えるとか、何か根本的な土地政策というものがまず土台に用意をされなければ、いま、目の前にそれこそ花が咲いたように、どんな制度、施策を並べてみても、私はあまり期待ができないんじゃないかというように、一つの悲観的な予見をしておるのであります。まあその辺の大臣の見解をお尋ねしてこの問題は置いておきたい、こう思うんですが。

○国務大臣(江崎真澄君) 私はその土地政策の実効というものはだんだんあがりつつあると見ておるのであります。それは税制面だけでは、なかなか土地の思惑対象からの除外とかあるいは高騰を押えることはできないと言つておりましたが、金融引き締めと相まって、特別土地保有税の実施であるとか、あるいは譲渡益の分離課税とか、税の重課とか、これを国会で通していただいただけで

も、あれくらい思惑の対象になって高騰に高騰を続けておりました土地が、横ばいに転じたことだけは間違いない。いまや、土地は買い手市場ではなくて売り手市場——マンションなんかでも、これはマンション建設業者の資金繰りの面もありましようが、けさの新聞でしたか、たしか、私、登院の途中の車の中で見ました中に、二〇%から三〇%値切れるような、マンションの購入についてはですね。それくらい、これは資金繰りの面で苦しくなつておるから、相当値切り得るんではないかというようなことが書いてございました。したがつて、この土地税制と金融引き締めによつて

すら効果があつたのですから、あの国総法を通過しないという手はないと思うんですね。これは衆議院のほうを向いて申し上げなければなりません。これはあの国総法を通過していただければ、また効果があらはれるのです。そしてまた事実、欠陥があれば、これはやはり私は次の国会でもいつてもまた手直しをしていくということ、とにもかくともあれをお通しくださいと、相当の効果があらはれるというように見ておるものであります。したがつて、都会地においては、特に首都圏などにおいては、なかなか土地が安く入りませんが、そうかといつて、あの豊地の宅地並み課税は、ようやくこれで——数年間漸増していく形ではありまするが、実現を見たわけであり、そうすると、農家の方といえどもこのころは非常に収支そろばん勘定については敏感でありますので、特に都会地の農家であればあるほどですね。必ず固定資産税が宅地並みであれば、これはひとつ売り渡すことはしなくても、神沢さんおっしゃるように、にわかにかつて渡しがほとんど進むとは思いませんが、しかし、安い金で家を建てよう、こういうところに結びつくことは間違いないというふうな私ども期待を持っておるわけでございます。そこで、国総法が通つて、いろいろな土地の利用計画あるいはその規制等々がはつきりしてくれば、これはまた買い上げを地方公共団体がするというところにもなつて、一そうその利用が活発になるわけ

で、そういう意味で国総法は通してもらいたいというところを、これは要らざることもありませんが、つけ加えて申し上げたようなわけですが、相当私はこれは期待できると思つてゐる。農家は譲り渡さなくても必ず家をつくる。そこへもういかにざるを得ない形に税制面でもなつてきているというふうに見ておるわけでございます。

○神沢浄君 大臣、国総法の問題はあと回ししてですが、ただ国総法——これは衆議院の會議録を見ると、何かこの問題でもって田中総理が委員会に出られて、あれは田中総理の国総法のコミーシャルをしたようなやり取りになつてしまつていくやうですけれども、この委員会でもきつと一度ぐらひは出るんじゃないかと思つておつたらあれしたわけですが、これはまたわれわれもかなり意見のあるところですから、あとの問題にしても、いまお話がありましたように、確かにマンションなんかは一つの——いま大体マンションとボーリング場ですか、あれはかなりもうむずかしいところへさしかかつていようですが、それについて、これはマンションなどの問題はきつめて高額の家賃の問題というのがかつてくるだろうと思ひますけれども、この法案の中にもいろいろの優遇措置を講じてやつて、そして中高層の建築をさせると、こうなつておるのですけれども、由來、政府の施策では、公的な補助、助成等が行なわれた場合には、必ずその果実に対して今度は公的なその規制というやうなものが対応するのが常識だろうと思ひますが、この法案で見ますと、それはありませんね。一方交通したいなもので、優遇措置だけはするけれども、家賃に対するところの規制というやうなものはどこにも見当たらないやうであります。それはどういふやうになつていくのですか。

○説明員(京須実君) この法案に出ております農地所有者等の賃貸住宅あるいは住宅金融公庫等の賃貸アパートでございますが、いずれも家賃規制はもとの法律のほうに書いてございますので、適正な限度によりまして、もちろん、土地所有者あ

るいは建物所有者等の方々の利益も十分配慮いたしますが、適正な額で家賃は規制いたします。

○神沢浄君 規制をするんですか。

○説明員(京須実君) はい、いたします。

○神沢浄君 それは規制をするというのをどこで定めるんですか。まあとにかく、この法案見たら、この法案に関する限りは、法条文に関する限りはどこにもあらわれないやうですが。

○説明員(京須実君) それぞれ住宅金融公庫法あるいは農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法というものと法律がございまして、その法律のほうに家賃規制のことは書いてござい

○神沢浄君 そうすると、これは農住法とかかわるわけですか。

○説明員(京須実君) 農住法のうちの、農地所有者がアパート経営をする場合、特にこのA、B農地につきましては、水田要件をはずしておりまして、一般の、もとの農住でございまして水田要件がございまして、一ヘクタール以上、あるいは全体の敷地の二分の一以上の水田をふしませんと農住は建てられませんが、この特別法によりまして、そういう水田要件を払いまして、特に首都圏、関東地方等でございますと、水田がないために、農家の方々がアパート経営、農住をやりたいという御希望があらましても、従来できないという面がございまして。そういうものを改善いたしてまいります。

○神沢浄君 そうすると、農住法とこの法案とは相乗関係を持つわけですか。農住法でも、一応はあれでしょう、利子補給等が定められておりますね。そうすると、さらにそれに加重をしてこの法案が生きてくるというやうな関係になりますか。

○説明員(京須実君) おっしゃるとおりでございます。

○神沢浄君 その点はわかりましたが、そうすると、まさにこれはあめ法案でありまして、相当のこれはもう特恵待遇をするわけなんです、そうになると、また話が冒頭へ戻るけれども、どうもそ

これまで優遇をしなきゃならないというような点が、私は一つの問題点になりそうなのがしてなりませんか。A、B、農地というのは、おそらくあやう政府が踏み切られたもの、現状からすればもう大體農地の条件ではない、もう踏み切つて差しつかえない、こういうような認識もあつての上だろうと、こう思われますが、そうであるとするならば、いま御説明がありましたように、農住法にさらに加重をするような、それこそ最特恵待遇みたいなものを講じなきゃならぬような理由が、はたして存在をするんでしょうか。そうすると、私はどうも冒頭申し上げたように、勇み足の手直しみたいな意味合いが濃くなつてきてしまふような気がしてならないんですが、どうなんですか、それは加重するんですかね。そうすると、利息がないようになつちまうんじゃないんですかね。

○國務大臣(江崎真澄君) これは必ずしも私はそういうふうな解釈しておりません。三大都市圏の住宅不足というのが、非常に極端に不足しております。したがって、その不足を充足しようという、非常に緊急、しかも要請度の高い地域のA、B農地、そのA、B、農地は畑が多い、住宅建設は比較的やりやすいという条件下にあるわけでありまして、それに手を付するということは、むしろ住宅政策の面から申しましても、非常に適切であるというふうに考えます。しかも、それについて家賃規則等々もあつて、できる限り所得の少ない人にも入つていただけるような措置を講じていく、これはやはり適切な措置だというふうに考えます。

○神沢清君 どうもいまの家賃規制の問題と農住法のかかわり合いの問題というのは、私は何かあとから考へてそうされたような感じがしてなりませんが、こういうこまかい点については、また別に、この委員会審議の中でなくても検討させていただきます。

そこで、これだけお尋ねしておきたい点ですけれども、これによって農家が中高層の住宅を建てますかね。建てて——規制されるというのであれば、大體どのくらいの家賃を考へておられるのか。どうなんですか。

○説明員(京須実君) 農住のほうについてお答え申し上げますと、地価が、農住でございまして相対的なものになりますので、地価を一応約十三万五千円くらい——坪でございまして——と押えまして、五十五平米くらいの住宅をつくりまして、このように想定しております。

○神沢清君 これはいなかのほうということになりますね、はい。じゃ、A、B農地については、先ほどの自治省のほうの方のお答えのように、東京都内のA農地でございまして、坪当たり二十万くらいでございまして、B農地になってまいりますと、十五万、あるいは十二万——十万まではいかないとはいえませんが——ぐらゐの農地があるように考へております。

○神沢清君 どうもその辺がなかなか、あんまり、はい。そうですかと了解しきれぬような点があります。まあ三万にしまして——三万ということになりますと、大體あれですね、何とかいう基準があるんでしょうね。その家賃は所得の何%とか——一五%か二〇%か、そういうふうなものがあつて、大體どの程度の所得層が対象になりますか。

○説明員(京須実君) 三万でございまして、月三万でございまして、年間に三十六万になります。大體、年収の二〇%程度を家賃と見込むのが大體最高限度と考へております。そのようなことでございまして、大體南関東でございまして、所得を大きく分けて、下から二〇%、二〇%——五つに分けるのを五分位階層と申しますが、大體頭のほうから約六〇%の方くらいまでは対象に十分かなうと思つております。

な、それより下のほうの方につきましては、公営住宅と申しまして、公共団体のほうで、国の補助金を受けましてつくりますものがございまして、その公営でございまして、たとえば東京都の場合には、四十八年度はすべて一万二千円以下というところでございまして、非常に安い家賃で入れます。もちろん、これに入る場合には、所得の制限がございまして、所得の多い方は入れませんが、そういうことで、特に低い方につきましては、公営を用意いたしまして、大體中堅からちよつと下の階層、その辺を考へております。

○神沢清君 いや、それは公営住宅へ入る人のことを聞いていたわけじゃなくて、この法律で農家が建てた家は、どの程度の所得層の人が大體対象になるか。たとえば月収どのくらいの人たちが対象になるかという点をちよつと聞きたいと思つておるわけですが。

○説明員(京須実君) 家賃契約でございまして、ボーナスをならしました月収で申し上げますと、大體十から十五万程度の負担、このように考へております。

○神沢清君 月に直して十から十五万ということですか。二割を充てるとすればそういう計算になるわけなんです。ところが、十から十五万ということになりますと、これは広義で庶民層にも入るわけでしょうけれども、何か若い人たちでもって、結婚して家に困るとか、こういうふうな人たちの対象にはちよつと無理ですね。

○説明員(京須実君) お話のように、特に低い方々、こういう方々は、政府援助のあります民間のアパートでも、家賃の支払いは困難かと思つて、それにつきましては、再三申し上げますが、公営住宅がございまして、現在の規定では、公営住宅は月収——これもやはりボーナスも全部ならしまして、約十二万以下の方々が一種、八万以下の方々が二種と申しますが、二つございまして、大體十二万以下の月収でございまして、公営住宅のほうへお入りになる抽せんに応募できるというふうになつております。そういう方々はそちらのほうで対処したいと、こう考へております。

○神沢清君 わかりました。公営住宅のことを聞いておるわけじゃないんだけど、たいへん御親切に教えていただいてこれはけっこうです。

時間がありまして、要するに要請すれば区画整理事業は、支障がない限りその市町村は、市町村といひますか、市はやらなきゃならぬと、こういうふうに書いてありますし、それからまた一面では、区画整理事業については市が財政上、金融上、技術上の援助をしなきゃならぬと。そうすると、要請すれば市はやらなきゃならぬというものは、これは市の直接の事業ということになるでしょうし、財政上、金融上、技術上の援助をしなきゃならぬというところに、これは農家がやるものを援助というふうなことになるんじゃないでしょうか。

○政府委員(國塚武平君) 要請区画整理のことでございまして、先生仰せになりますように、要請をいたしますと、市が、特別の事情がない限りはこれを引き受けまして区画整理をやるということになりまして、したがって、市はこれに対する責任を負うということになるわけでございます。義務づけられるということでございます。したがって、市が要請を受けて区画整理がやれる体制を整えなきゃならぬ。市がやるという意味は、まず第一番目には、この区画整理は制度的にもあるいは技術的にもかなりむずかしい制度でございますから、農地の所有者の発意を尊重いたしまして、一定の要件に該当する区画整理をやつてくれという申し出を受けたら、この意味は、なかなか土地区画整理法にいう区画整理組合をつくつて自分たちでやるというのとはなかなかむずかしいから、したがって、市がこれを引き受けるといふ制度でございまして、できるだけ技術的な援助をしながら、要請をいたしますのに手続が必要でございまして、事業概要をつくるというふうな手続を経て申請してまいりますのでございまして、そのお手伝いからして差し上げるといふふうに考へておるわけでございます。

具体特に申し上げますと、この事業概要を作成

いたします場合には、市の職員が積極的にそれを助けまして、事業概要の内容になりますところの事業概要説明書でございませうか、あるいは設計図とか、各種の区画整理をやっていくために必要な基礎的な設計書の作成等がございませうか、その技術的指導をしていく。それから、実際にまた測量をいたしまして、あるいは地籍をはかりましたりというようなことが必要になるわけでございますので、場合によりましてはそういう図面の作成だけじゃなくて、その実際の測量のような仕事も、ひとつ市の職員がやかけていってなるべくお手伝いをして事業概要を早くつくろう、こういうふうにいたしておるわけでございます。

それから、市が今度やるということになりますと、その義務化を受けるわけでございますので、したがって、市の財政負担ということも十分に考えていかねばならぬわけでございます。この要請区画整理につきましては国庫補助の対象を拡充してまいりたいと。現行制度で申し上げますと、国が公共団体に道路整備特別会計から三分の二の補助をいたしておるわけですが、その補助対象の採択基準というのがございまして、その採択基準の中身が、区画整理の施行区域内に含まれる幅員十二メートル以上の道路について補助対象にするというのが現行の制度でございますが、今回の要請区画整理につきましては、その補助対象の積算根拠になります道路の幅員要件の緩和をいたしまして、幅員八メートル以上の道路、都市計画道路、都市計画街路をその対象にすることができるようになります。したがって、そういう緩和された道路幅員のものについて、その用地費あるいは建物移転費、工事費、舗装費という土地区画整理事業の施行経費を補助していただくことにいたしまして、要請を受けた市に対して、義務化をする以上は十分な手当てをしなればならぬというところで措置をいたしておるわけでございます。

○神沢清君 それから、市が区画整理を、この法案によれば一応半義務づけられておるわけですね。そうすると、それに対して国が財政援助措置

を講ずる、こういう仕組みになっておるようですが、国の財政援助措置というのは具体的にどのようなことになりますか。

○政府委員(國塚武平君) 国の財政措置と申しますのは、土地区画整理事業について申し上げますれば、ただいま申し上げましたように、国から、土地区画整理事業施行経費について市に対して三分の二を助成し、かつまたその採択基準を緩和して御提案をしたということに相なるわけでございます。

○神沢清君 三分の二を助成するというわけですか。

○政府委員(國塚武平君) さようでございます。市に対して三分の二の助成をいたします。市が施行いたします区画整理事業の施行に要する経費について、三分の二の助成をいたします。

○神沢清君 農家が行なう場合の、今度は市と農業との関係で、財政、金融、技術上の援助というのは具体的にどんなようなことになりますか。

さきもいろいろ御説明がございましたが、たとえば経費の何分の一とか、何かそういうような、もっと具体的な説明がほしいと思うのです。

○政府委員(國塚武平君) 区画整理に関して申し上げますと、第一番目の援助は、市ができるだけ区画整理事業を施行するに技術的援助を組合に対して差上げるということでございまして、これを受けて、市に対して今度国がどう技術的援助をするかということになりますと、われわれのほうから、この法律が施行になりますというところ、市の職員あるいは関係府県の職員を集めて、今回の要請区画整理事業の円滑な運営をはかりますために、こういうところまでひとつ指導するようという具体的な指示をいたしまして、それを受けて市に技術的な援助をやらせていく。それから財政的な面につきましては、三分の二の助成をするということでございます。こう考えております。

○神沢清君 時間が終わっちゃったようですから、これを最後にいたしますが、大蔵省の方は来ておられませんか。

時間がありませぬから、一問だけお尋ねをしておきますけれども、この法案の内容を見ると、これはまあほとんど税金いじりみたいなことになっているようにあります。自治省、建設省が法律については所管の立場でしようけれども、内容は、税金をまけてやるというようなことで、内容が、税金をまけてやるというように、これはこれで審議をいたした例の公有地の拡大推進の法律にしても同様でありますし、このところ、宅地化あるいは土地取得、住宅、これらの当面のきわめて重要な施策というふうなものではないか、言いかえれば、ほとんど税金、税制を道具にして成り立っているような内容のものばかりだと言えろのじやないかと思うのです。税制というものの、税というものの本来性から考えてみて、こんなにいわゆる道具のようにいじくり回されてしまうと、税制そのものがこれは混乱をしようというふうなおそれもなきにしろあらずで、そういう点について、主税の立場でもってのひとつ私は見解をお聞きをしておきたいと、こう思うのです。極論をすれば、これはまあ何となく、政策というより、むしろ、当面の取りつくるための税制をただ道具にしていじくり回しているような感じもなきにしろあらずでございまして、その辺の見解を主税の立場からお聞きをして終わりたいと思います。

○説明員(伊藤田敏雄君) ただいま御質問の件につきまして、われわれとしても、税制改正等を考えます場合に常に留意して考えておりますところでございます。われわれは一応政策的な目的の非常に強いものにつきましては、これを租税特別措置という区分で扱っております。それに対して本法はございませうけれども、それが税として所得税におきましてとりまいた措置等は、一応租税特別措置法上の規定として整理をしたわけでございます。

税には、ただいま御質問のございましたような、本来的な、国の歳入を公平にとるという立場があると同時に、税の持つております機能といったしまして、やはり誘導的な効果と、あるいは禁止的な効果というものを保持しております。それを使しまして、国の政策を側面から助けていくというのや、やはり一つの税の本来の性格かと思っております。しかしながら、御質問にございましたように、確かにそういう問題に深入りをいたしますと、非常に税制も複雑になり、同時に、税の本来の趣旨も失われてくるような場合もなきにしろあらずでございます。そのために、われわれもいたしましては、租税特別措置につきましては、毎年その性格、その効果というものを考えまして、それが必ずしも既得権化することのないように常時留意しているわけでございます。その点をひとつ――私どもが御質問の趣旨につきまして常時努力を重ねているということを御了承願えればと考えております。

○國務大臣(江崎真澄君) ちょっと私からも補足して申し上げますが、政策目的を実現するため、またその政策目的が非常に重要であるという場合に税を使うことは、この場合が一つの例です。それから、先ほど来、土地を恩恵の対象からはずす、また土地価格を鎮静させるといったまえから特別土地保有税を課したり、譲渡所得の分離課税、またその重課というふうなことで、いわゆる優遇措置とは別な、重課によって土地を投機対象からはずしていくという大政策を実現していく、これはもうあつてふしぎはないと思うわけですが、特定市街化区域内、特に三大都市圏においては、非常に住宅が不足している。その住宅不足の、しかも緊急充足されなければならぬための住宅建設が容易になるための優遇措置というものは、これは政策目的にかなったものであるというふうな私どもも考えておるわけでございます。

○委員長(久米健太郎君) 本案に対する本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後零時十七分散会